

基 山 町 地 域 防 災 計 画 資 料 編

基 山 町 防 災 会 議
令和 7 年 5 月

目次

1	基山町防災会議条例	2
2	基山町防災会議運営要綱	4
3	基山町災害対策本部条例	6
4	基山町災害対策本部規程	7
5	基山町災害対策本部運営要領	9
6	防災関係機関等の連絡先	1 8
7	連絡室の設置及び廃止の連絡先	1 9
8	災害対策本部の設置及び廃止の連絡先	1 9
9	要配慮者施設の連絡先	2 0
1 0	団体の種別及び活動内容	2 2
1 1	避難所一覧	2 3
1 2	主食、副食の調達	2 4
1 3	炊き出し施設、器材等の状況	2 4
1 4	物資の調達先一覧	2 4
1 5	指定水道工事店一覧	2 4
1 6	建設資材の調達先一覧	2 5
1 7	医療機関の状況	2 6
1 8	救護所の設置予定場所一覧	2 6
1 9	感染症指定医療機関	2 6
2 0	建設機械の調達先一覧	2 7
2 1	災害時に必要な車両状況	2 7
2 2	車両の調達先一覧	2 7
2 3	燃料の調達先一覧	2 7
2 4	消防施設の状況	2 8
2 5	水防活動組織の編成	2 9
2 6	水防資材備蓄状況 (所在 ～ 基山町資材倉庫、庁舎車庫棟)	2 9
2 7	土砂災害警戒区域	3 0
2 8	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法)	3 0

1 基山町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、基山町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 基山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて基山町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成13年条例34号・24年11号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 佐賀県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 佐賀県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 基山町教育長
 - (6) 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部消防長
 - (7) 基山町消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 基山町内にある公共機関及び公共的団体の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は21人以内とする。
- 7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成13年条例34号・24年11号〕

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、佐賀県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成13年条例34号〕

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則（昭和47年12月21日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第21号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後に、基山町防災会議条例第3条第10号の規定により最初に委嘱する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

2 基山町防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、基山町防災会議条例（昭和38年条例第5号）第5条の規定により、基山町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長において必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

2 防災会議の議長は、会長をもって充てる。

3 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない（この場合において、委員がやむを得ない事情により出席できないときは、その代理者を出席させることができる。）。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第3条 会長は、防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により、防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害対策本部設置に際して町長に意見を具申すること。

(2) その他軽易の事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(議案の作成等)

第4条 会長は、あらかじめ指名する役場部内の職員に、次の各号に掲げる事項を作成させ、保管しなければならない。

(1) 防災会議に提出する議案

(2) 防災会議議事録

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度防災会議に諮って会長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 6 月23日告示第84号）

この告示は、平成27年 7 月 1 日から施行する。

3 基山町災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、基山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成13年条例34号・24年11号〕

(組織)

第2条 基山町災害対策本部長（以下「災害対策本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

一部改正〔平成13年条例34号〕

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

一部改正〔平成13年条例34号〕

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 基山町災害対策本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、基山町災害対策本部条例（昭和38年条例第6号）第4条の規定により、基山町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、基山町役場内に置く。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長は、副町長及び教育長をもつて充てる。

一部改正〔平成19年告示32号・21年11号・24年4号〕

(本部長の職代理)

第4条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長が欠けたとき、又はともに事故があるときは、あらかじめ本部長の指名した災害対策本部員（以下「本部員」という。）がその職務を代理する。

(本部組織)

第5条 本部に、本部会議並びに対策班を置く。

(本部会議)

第6条 前条に規定する本部会議は、本部長、副本部長及び各対策班長をもつて構成し、災害予防及び災害応急対策の実施に関する重要な事項について協議する。

2 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。

(対策班)

第7条 第5条の対策班は、別表第1のとおりとする。

2 対策班長は本部長の命を受け、所掌事務を掌理する。

3 班長に事故があるときは、その班の先任者がその職務を代理する。

4 班員は班長の命を受け、対策班の担当事務を分掌する。

(事務の優先)

第8条 この規程に定める事務を処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するものとし、かつ、関係機関と十分に連絡協調しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第32号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により在職する収入役が在職する間は、当該収入役については、この告示による改正後の基山町災害対策本部規程第3条及び第7条の規定は適用せず、この告示による改正前の基山町災害対策本部規程第3条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の基山町災害対策本部規程中「助役」とあるのは「副町長」とする。

附 則（平成21年3月31日告示第11号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

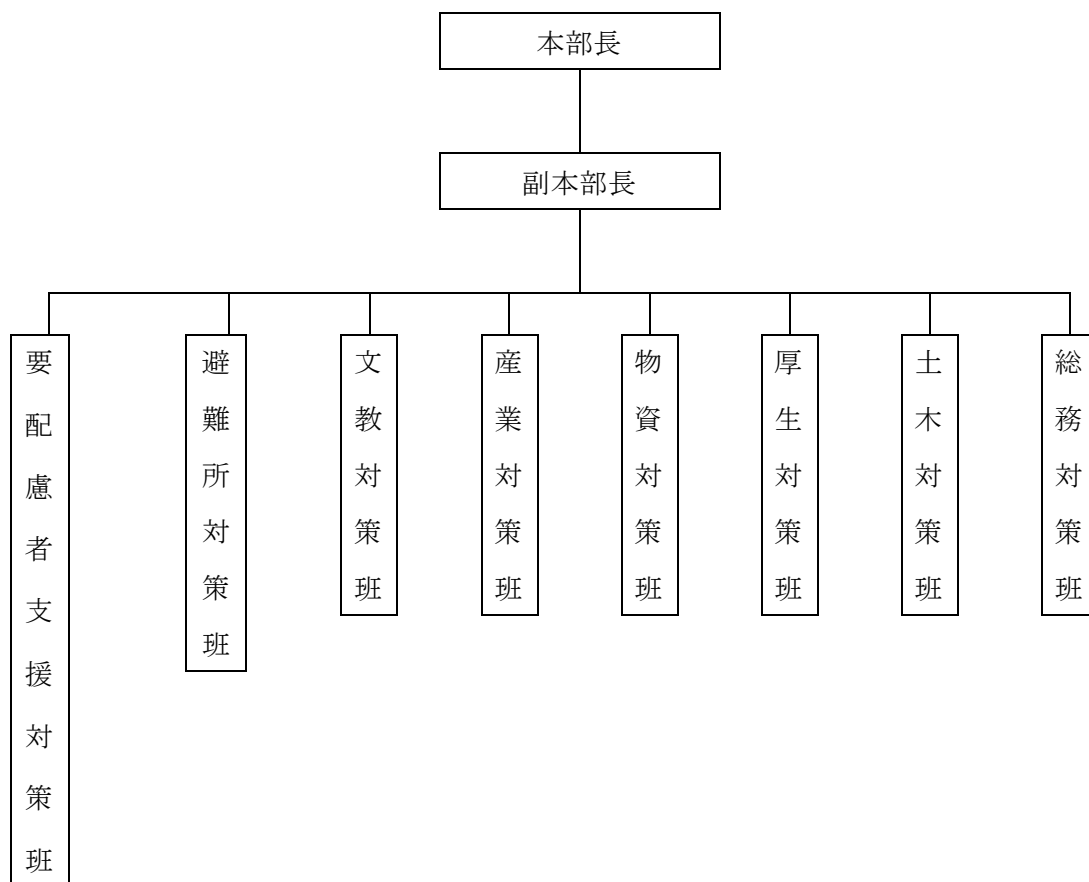
附 則（平成24年2月20日告示第4号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月8日告示第17号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）



全面改正〔平成24年4号〕

5 基山町災害対策本部運営要領

(趣旨)

第1条 基山町災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合の本部の運営については、基山町災害対策本部規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(本部の設置および廃止)

第2条 本部は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により設置するが、その基準は次のとおりとする。

- (1) 気象業務法に基づく注意報または警報が発表され、町長がその必要を認めたとき。
- (2) 異常な気象現象、又は大規模な被害の発生を伴う火災、爆発その他人為的原因により災害が発生し、町長がその必要を認めたとき。
- (3) 震度4以上の地震が発生し、町長がその必要を認めたとき。
- (4) 原子力災害が発生し、原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は町長がその必要を認めたとき。

2 本部を廃止する基準は次のとおりとする。

- (1) 災害の危険が解消したとき。
- (2) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (3) 災害応急対策が完了して、その必要がないと本部長が認めたとき。

(本部事務室の設置場所)

第3条 本部を基山町役場内に置く。

(本部配備体制)

第4条 本部は、被害の防除、軽減及び災害発生後における応急対策の迅速かつ協力的な推進を図るため、次の基準による配備体制を整えるものとする。

種別 基準	配 備 内 容	配 備 時 期
第 1 配 備 (出 動 体 制)	役場内各課の要員をあて情報連絡活動等を円滑に行う体制	各種注意報警報が発令され災害が発生するおそれがある場合
第 2 配 備 (出 動 体 制)	役場内各課の要員をあて事態の推移に伴い、すみやかに第3配備に切替えることができる体制	全地域もしくは局地的に災害が発生し、または発生するおそれがある場合
第 3 配 備 (非 常 体 制)	職員全員をあて状況により直ちに活動を開始することができる体制	前地域もしくは局地的に甚大な災害が発生した場合

2 前項に基づく配備要員は、別紙第1（配備要員編成表）による各班長が、必要に応じ各班の要員を交互に増減することができる。

(第1配備体制下の活動)

第5条 第1配備体制下における活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部長は、災害対策に関する基本方針その他重要事項を決定し、その実施を推進する。
- (2) 各対策班長は、情報の収集を強化するとともに、その状況を本部長に報告する。
 - イ 所要人員を非常業務に配置させる。
 - ロ 物資、資材等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ハ 所属各班及び災害対策に関係のある部外機関との連絡を密にし、協力体制を整える。

(第3配備体制下の活動)

第7条 第3配備体制下における活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部長は、各対策班長を指揮し、災害対策活動に全力を集中する。
- (2) 各対策班は、災害対策の実施状況を本部長に報告する。

(配備体制の伝達方法)

第8条 配備体制の伝達は、次の方法により行うものとする。

- (1) 昼間の場合は、各班長が伝達する。
- (2) 夜間の場合は、電話等により伝達する。
- (3) 配備体制の伝達は前(1)(2)の方法により行うが、職員は、勤務時間外休日等において災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで班と連絡をとり、又は自らの判断で登庁するよう心がけねばならない。

第9条 各対策班は、応急対策の円滑を期するため、あらかじめ資材または物資等の調達について計画し、災害が発生したとき直ちに急送できるよう関係班と連絡を密にしておくものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

配 備 要 員 編 成 表

班 名 ・ 名	所 掌 事 務	配 備 要 員			課 名 ・ 係 名
		第1	第2	第3	
（総務課長） 総務対策班	1 災害対策本部の設置運営に関すること。 2 気象情報及び被害状況の収集に関すること。 3 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 4 現地災害対策本部への出動に関すること。 5 県災害対策本部との連絡に関すること。 6 災害状況報告書、要望書等の作成及び関係機関への送付に関すること。 7 配備要員の動員及び給食に関すること。 8 職員の罹災給付に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 10 災害対策費の予算措置に関すること。 11 災害関係費の出納に関すること。 12 緊急時モニタリングへの協力に関すること。	5	13	22	総務課 財政課 企画政策課
（建設課長） 土木対策班	1 道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること。 2 河川、堤防の被害調査及び災害対策に関すること。 3 水防活動の総括に関すること。 4 災害対策用土木資材の調達に関すること。 5 住宅の被害及び災害対策に関すること。 6 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関すること。 7 下水道に関すること。	3	10	18	建設課 定住促進課
（住民課長） 厚生対策班	1 災害救助法の適用に関すること。 2 児童福祉施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 3 災害時における防疫に関すること。 4 応急救護用医療品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること。 5 国民健康保険税一部負担金の減免指導に関すること。 6 災害による税の減免猶予に関すること。 7 炊出し食品の供与に関すること。 8 水道に関すること。 9 清掃に関すること。 10 遺体の火葬、処理等に関すること。	2	7	19	住民課 税務課 まちづくり課 （生活環境係）
（まちづくり課長） 物資対策班	1 炊出し食品の確保に関すること。 2 救助用物資資材の調達・配分に関すること。 3 義援金品の受付、保管及び配分に関すること。	3	6	11	まちづくり課 （協働推進係・ 図書館係） 出納室

産業対策班 (農林課長)	1 農業協同組合の被害調査及び災害対策に関する こと。 2 主要農作物、農地農業施設等の被害調査及び災害 対策に関すること。 3 林業等の被害調査及び災害対策に関すること。 4 家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関す ること。 5 災害時における病虫害の発生予察及び防疫に関す ること。 6 工場事業場、商工業者の被害調査及び災害対策に 関すること。	2	5	11	農林課 商工観光課
文教対策班 (教育学習課長)	1 教育関係施設の被害調査及び応急対策に関するこ と。 2 罹災児童に対する授業に関すること。 3 社会教育施設の被害調査並びに応急対策に関する こと。 4 災害活動を応援するボランティア組織等の連絡調 整に関すること。	2	8	17	教育学習課 議会事務局
避難所対策班 (こども課長)	1 安否情報の収集・整理に関すること 2 区公民館等に避難所を開設することについての協 力に関すること。 3 災害救助法に基づく避難所の設置に関すること 4 原子力災害による避難者の受け入れに関すること。	2	6	28	こども課 まちづくり課 (文化・スポー ツ係)
要配慮者支援対策班 (福祉課長)	1 避難行動要支援者の避難に係る各種調整に関する こと。 2 要配慮者情報の共有化・更新に関すること。 3 要配慮者への災害情報の伝達に関すること。 4 要配慮者の安否確認、避難状況の確認に関するこ と。 5 避難所での要配慮者への支援に関すること。 6 被災者に対する生活保護法等の適用に関するこ と。 7 被災した子どもや高齢者、障がい者に対する福祉 サービスに関すること。	3	9	31	福祉課 健康増進課 プラチナ社会 政策課

被害状況報告書

対策班名 () 事項名 () 基山町

被害量	被害額	備考

令和 年 月 日現在

気 象 情 報 収 受 表

本部長				副本部長			
発信者			受信者			月 日 時 分	
(1) 主 要 情 報	情 報 (台風、大雨等に関するもの) 台風情報 号 月 日 時 分 発表 台風第 号は、 日 時現在 北緯 度 分、東経 度 分にあつて毎時 キロ で に進んでいます。中心の気圧は ヘクトパスカル 中心付近の最大風速は メートル、半径 キロ以内で 風速 メートルの暴風雨となっている。						
(2) 情 報 説 明 (1) 欄 の 補 足							
(3) 水 位 気 象 状 況							
(4) 連 絡 事 項 処 置 対 策 等							

氣象警報注意報收受表

町 長 本 部 長					副 町 長 副 本 部 長				
発 信 者				受 信 者				月 日 時 分	
強風 暴風雨	風雨 大雨	風雪 洪水	大雨 波浪	洪水 高潮	波浪 月	高潮 日	注意報 時	分発表	
1 気象概況									
2 異常現象									
3 異常現象の発生、最盛、消滅の時刻									
4 風の予想									
5 降水（雪）量									
6 災害に関するもの									

災害状況報告表（番号欄の数字は無線報告略号）
（定時報告、正午現在で、13時までに総務対策班に報告）

令和 年 月 日現在

基山町

被 害 種 別			番号	単位	被 害 内 容	金 額	摘 要
人的被害	死 者		1	人			
	行 方 不 明		2	〃			
	重 傷		3	〃			
	軽 傷		4	〃			
	合 計		5	〃			
住家の被害	全壊焼埋	戸 数	6	戸			
		世 帯 数	7	世帯			
		人 員	8	人			
	流 失	戸 数	9	戸			
		世 帯 数	10	世帯			
		人 員	11	人			
	半壊焼埋	戸 数	12	戸			
		世 帯 数	13	世帯			
		人 員	14	人			
	浸水被害	床上	戸 数	15	戸		
			世 帯 数	16	世帯		
		床上	人 員	17	人		
			戸 数	18	戸		
		床下	世 帯 数	19	世帯		
			人 員	20	人		
	合 計	戸 数	21	戸			
		世 帯 数	22	世帯			
		人 員	23	人			
非住家	全 壊 （ 焼 埋 ）		24	棟			
	半 壊 （ 焼 埋 ）		25	棟			

応急対策実施状況報告表

令和 年 月 日 現在

基山町（ 対策班）

項 目	実 施 し た 事 業 名	事業主体	事業内容	事業期間	従業人員	事 業 費	備 考

6 防災関係機関等の連絡先

防 災 関 係 機 関	電 話 番 号	防 災 行 政 無 線
県 危 機 管 理 防 災 課	0952-25-7362	2 0 0 - 7 5 2
県 社 会 福 祉 課	0952-25-7053	2 0 0 - 7 3 4
県 報 道 課	0952-25-7008	2 0 0 - 7 0 2
県 生 産 者 支 援 課	0952-25-7112	2 0 0 - 7 3 7
県 農 山 村 課	0952-25-7123	2 0 0 - 7 3 8
県 河 川 砂 防 課	0952-25-7161	2 0 0 - 7 4 1
東 部 土 木 事 務 所	0942-83-4176	2 0 0 - 5 3 - 6 0 1
東 部 農 林 事 務 所	0952-55-9760	2 0 0 - 5 2 - 6 0 9
鳥 栖 保 健 福 祉 事 務 所	0942-83-2161	2 0 0 - 5 3 - 6 4 1
鳥 栖 警 察 署	0942-83-2131	—
鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部	0942-85-0119	2 0 0 - 8 6 - 5 3 1
国土交通省九州整備局佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所	0942-83-2505	—
東 部 教 育 事 務 所	0952-30-7218	—
鳥 栖 市	0942-85-3500	2 0 0 - 8 6 - 2 0 3
小 郡 市	0942-72-2111	—
筑 紫 野 市	092-923-1111	—
九 州 旅 客 鉄 道 (株) 基 山 駅	0942-92-2208	—
九州電力送配電(株)鳥栖送配電事業所	0942-83-2194	—
佐 賀 県 農 協 基 山 支 所	0942-92-2311	—
基 山 町 社 会 福 祉 協 議 会	0942-92-3311	—
基 山 町 商 工 会	0942-92-2653	—
基 山 郵 便 局	0942-92-2500	—
基 山 分 署	0942-92-7911	—

7 連絡室の設置及び廃止の連絡先

連 絡 先	連 絡 方 法	電 話	連 絡 担 当 課	防 災 行 政 無 線
県危機管理防災課	一 般 電 話	0952-25-7362	総 務 課	2 0 0 - 7 5 2
東 部 土 木 事 務 所	〃	0942-83-4176	〃	2 0 0 - 5 3 - 6 0 1
東 部 農 林 事 務 所	〃	0952-55-9760	〃	2 0 0 - 5 2 - 6 0 9
鳥 栖 警 察 署	〃	0942-83-2131	〃	—
鳥栖・三養基地区 消防事務組合消防本部	〃	0942-85-0119	〃	2 0 0 - 8 6 - 5 3 1
基 山 分 署	〃	0942-92-7911	〃	—
庁 内 各 課	庁 内 放 送	—	〃	

8 災害対策本部の設置及び廃止の連絡先

連 絡 先	連 絡 方 法	電 話	連 絡 担 当 班	防 災 行 政 無 線
県危機管理防災課	一 般 電 話	0952-25-7026	総 務 対 策 班	2 0 0 - 7 3 3
佐賀地方気象台	〃	0952-32-7026	〃	2 0 0 - 7 7 1
陸 上 自 衛 隊 九 州 補 給 処	〃	0952-52-2161	〃	2 0 0 - 8 6 - 7 2 1
日本赤十字社佐賀支部	〃	0952-25-3108	〃	2 0 0 - 7 7 2
東 部 土 木 事 務 所	〃	0942-83-4176	〃	2 0 0 - 5 3 - 6 0 1
東 部 農 林 事 務 所	〃	0952-55-9760	〃	2 0 0 - 5 2 - 6 0 9
鳥栖保健福祉事務所	〃	0942-83-2161	〃	2 0 0 - 5 3 - 6 4 1
鳥 栖 警 察 署	〃	0942-83-2131	〃	—
基 山 交 番	〃	0942-83-2131	〃	—
鳥栖・三養基地区 消防事務組合消防本部	〃	0942-85-0119	〃	2 0 0 - 8 6 - 5 3 1
基 山 分 署	〃	0942-92-7911	〃	—
鳥 栖 市 役 所	〃	0942-85-3500	〃	2 0 0 - 8 6 - 2 0 3
報 道 機 関	〃	—	—	—
町 民	広 報 等	—	—	—

9 要配慮者施設の連絡先

(1) 各種区域内の要配慮者施設

浸水：浸水想定区域
土石：土石流警戒区域
急傾：急傾斜警戒区域

No.	区分	施設の種別	施設の名称	施設の住所	電話	区域種類			避難確保計画策定
						浸水	土石	急傾	
1	障害児・障害者施設	短期入所	指定短期入所事業所 コンチェルト	小倉279番地3	0942-92-6705	○			○
2	障害児・障害者施設	短期入所	指定短期入所事業所 グループホームピース	小倉306番地2	090-4216-0534	○			○
3	高齢者施設	短期入所	短期入所サービス あおぞら	園部2307番地	0942-92-2626		○	○	○
4	障害児・障害者施設	共同生活援助	グループホーム コンチェルト	小倉279番地3	0942-92-6705	○			○
5	障害児・障害者施設	共同生活援助	グループホーム ピーす	小倉306番地2	090-4216-0534	○			○
6	障害児・障害者施設	共同生活援助	グループホーム 弦	宮浦1752番地4	0942-92-1200		○	○	○
7	障害児・障害者施設	共同生活援助	グループホーム・ケア アホーム風のつばさ	園部412番地	0942-85-8842			○	○
8	障害児・障害者施設	就労継続支援(A型)	多機能型事業所 地上のほし	大字園部412	0942-85-8843			○	○
9	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	就労継続支援事業所 メヌエット	小倉279番地3	0942-92-6705	○			○
10	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	PICFA	宮浦399番地1	0942-92-2650	○			○
11	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	多機能型事業所 地上のほし	園部414番地1	0942-85-8843			○	○
12	高齢者施設	通所リハ	つくし整形外科医院	園部2765番地25	0942-92-7655	○			
13	医療施設	診療所	養護老人ホーム寿楽園 診療所	園部2307番地	0942-92-2626		○	○	○
14	教育施設	公立小学校	基山小	宮浦41番地	0942-92-2431	○			
15	教育施設	公立中学校	基山中	宮浦941番地	0942-92-2203	○			
16	教育施設	幼保連	基山バディ認定こども園	宮浦350番地6	0942-92-1992	○			○
17	教育施設	幼稚園	見真幼稚園	宮浦815	0942-92-0222			○	○
18	高齢者施設	養護老人ホーム・軽費老人ホーム	通所リハビリあおぞら	園部2307番地	0942-92-2626		○	○	○
19	高齢者施設	養護老人ホーム・軽費老人ホーム	養護老人ホーム寿楽園	園部2307番地	0942-92-2626		○	○	○
20	高齢者施設	通所介護	デイサービスさくら	小倉457番地2	0942-85-8251	○			
21	高齢者施設	通所介護	デイサービスセンター 寿楽園	園部2307番地	0942-92-2626		○	○	○
22	高齢者施設	特定施設	ケアハウスあおぞら	園部2307番地	0942-92-2626		○	○	○
23	高齢者施設	介護老人保健施設	老人保健施設あおぞら	園部2307番地	0942-92-2626		○	○	○

No.	区分	施設の種別	施設の名称	施設の住所	電話	区域種類			避難確保計画策定
						浸水	土石	急傾	
24	高齢者施設	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームいつくしの家	小倉275番地	0942-85-8632	○			
25	高齢者施設	有料老人ホーム	セカンドライフ さくら	小倉457番地2	0942-85-8252	○			
26	児童福祉施設等	児童養護施設	洗心寮	宮浦823-2	0942-92-2818			○	○
27	児童福祉施設等	児童福祉施設	洗心寮	宮浦823-2	0942-92-2818			○	○
28	児童福祉施設等	児童福祉施設	子ども家庭支援センター「和合」	宮浦823-2	0942-50-9606			○	○
29	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	子ども家庭支援センター「和合」	宮浦823-2	0942-50-9606			○	○
30	児童福祉施設等	放課後児童クラブ	ひまわり教室A～C	宮浦39番地1	0942-92-2733 (A.B) 92-0308 (C)	○			
31	障害児・障害者施設	放課後等デイサービス	ガラパゴス基山	宮浦343番地4	0942-91-1783	○			○
32	障害児・障害者施設	児童発達支援	おおきな木 基山キャンパス	宮浦9番地6	0942-50-5521	○			○
33	障害児・障害者施設	放課後等デイサービス	momo club	長野904番地1	0942-85-7828	○			○
34	高齢者施設	認知症対応型共同生活介護	グループホームクオーレ基山	宮浦885-6	0942-81-7455	○			
35	障害児・障害者施設	児童発達支援、放課後等デイサービス	ウィズ・ユー基山小郡	宮浦102-4	0942-85-9941	○			
36	病院	病院	きやま高尾病院	園部270-1	0942-92-4860	○			
37	高齢者施設	有料老人ホーム	有料老人ホームきやま	園部270-1	0942-92-4860	○			
38	児童福祉施設等	認可外保育施設	さくらんぼ教室	小倉383-2	0942-92-0382	○			○
39	障害児・障害者施設	児童発達支援、放課後等デイサービス	おりーぶ	小倉385-1	0942-50-6488	○			
40	障害児・障害者施設	生活介護	みどり	園部414-1	0942-85-8843			○	
41	障害児・障害者施設	生活介護	奏 (Kanade)	小倉306-2	0942-50-9414	○			

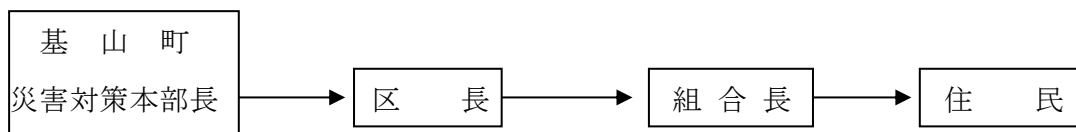
区分	施設種別
高齢者施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）、介護サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービス、生活支援ハウス、地域共生ステーション、老人福祉センターなど

障害児・障害者施設	障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、障害者支援施設、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、共同生活援助、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設など
児童福祉施設等	放課後児童健全育成施設、児童厚生施設、病児保育施設、児童養護施設、母子生活支援施設、児童相談所、乳児院、保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、一時預かり事業所など
医療施設	病院、診療所（有床に限る）、助産所

10 団体の種別及び活動内容

団 体 名	活 動 内 容	備 考
区 長 会	イ 救援物資の配給 ロ 災害情報の収集、報告 ハ 遺体の捜索および救助の協力 ニ り災者の看護 ホ 避難所の奉仕 ヘ 炊き出し ト 義援金募集	

連絡系統図



1 1 避難所一覧

自主避難所

大雨や台風接近などで身の回りに危険を感じ、個人または家族単位で自主的に避難を行う場合。

[指定避難所]			
地 区	施設名	所在地	電話番号
町内全域	基山町民会館	宮浦 6 6 6	9 2 - 1 2 1 1

指定緊急避難場所及び、指定避難所

台風・地震等の災害が発生した場合、または発生の恐れがあると判断した場合、住民に対し避難の勧告、指示を行う。多数の避難者が予想されるための、施設を避難所として指定する。

指定緊急避難場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4）

施設名	所在地	電話番号
2 区公民館	園部 2 3 3 9 - 1	なし
7 区公民館	長野 5 7 0 - 8	なし

指定緊急避難場所及び指定避難所

（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4 及び第49条の7）

施設名	所在地	電話番号
基山町民会館	宮浦 6 6 6	9 2 - 1 2 1 1
基山町総合体育館 （武道場を含む）	宮浦 6 6 6	9 2 - 2 8 2 2
基山町保健センター （福祉避難所）	宮浦 6 6 6	9 2 - 2 0 4 5
基山っ子みらい館 （福祉避難所）	宮浦 7 5 9 - 1	9 2 - 2 3 0 5
基山町合宿所 （福祉避難所）	宮浦 6 9 5 - 6	8 5 - 9 5 1 2
基山中学校	宮浦 9 4 1	9 2 - 2 2 0 3
基山小学校	宮浦 4 1	9 2 - 2 4 3 1
若基小学校	けやき台 2 - 2	9 2 - 0 4 1 0
基山町多世代交流センター憩の家 （福祉避難所）	宮浦 1 0 2 6 - 1	9 2 - 8 2 9 5

1 2 主食、副食の調達

品 名	調 達 先	在 庫 場 所	電話番号	備 考
米穀・麺類	サンポー食品(株)	基山町大字長野 230	92-2511	
米穀	佐賀県農業協同組合基山支所	基山町大字宮浦 231-1	92-2311	

主食、副食については、町商工会と緊密な連絡をとり調達する。

調達食糧の集積場所

集 積 所	保管責任者	電話番号	施設の状況	備考
佐賀県農業協同組合基山支所	農協支所長	92-2311	倉庫 4 ケ所	

1 3 炊き出し施設、器材等の状況

施 設 名	所 在 地	給食能力	器材等の整備状況			電 話
			品 名	数量	保管場所	
基山町学校給食センター	基山町大字宮浦 41	1,800	パン食用 おかず設備	一式	給食室内	81-0620

注 災害の状況により上記の施設で不足する場合、または距離輸送等の関係で上記施設を使用することが困難な場合は、被災地に近い組合の公民館を利用する。

1 4 物資の調達先一覧

調 達 先		電 話 番 号
住 所	商 店 名	
基山町大字長野 997-3	(株) コ メ リ 基 山 店	8 1 - 7 3 3 0
〃 長野 1018	マ ッ ク ス バ リ ュ ー 九 州 (株) 基 山 店	8 1 - 7 8 8 8
〃 長野 380-16	コカ・コーラウエスト (株) 基山工場	9 2 - 5 2 5 1
〃 長野 750-1	(株) グ ッ デ イ	9 2 - 2 0 1 7

1 5 指定水道工事店一覧

指 定 店	住 所	電 話	指 定 店	住 所	電 話
(株) 坂 口 組 基 山 支 店	基山町大字小倉 38-1	92-2152	水 田 設 備	基山町大字園部 2779-19	92-3763
寺 崎 ポ ン プ 店	基山町大字小倉 347-2	92-2181	久 保 山 設 備	基山町大字長野 1121-83	92-3301
(有)園部設備工業	基山町大字園部 2880-1	92-5183	ア イ ・ テ ッ ク	基山町大字小倉 665-2	92-0966
水 田 建 設	基山町大字園部 2560-2	92-5853			

16 建設資材の調達先一覧

品 名	調 達 先		電 話 番 号
	住 所	名 称	
木 材 等	基山町大字園部 2527	松 石 マ テ リ ア ル (株)	9 2 - 2 1 0 7
ブ ロ ッ ク 等	基山町大字園部 2578-1	基 山 石 材 工 業 所 (有)	9 2 - 3 6 7 3
ブ ロ ッ ク 等	基山町大字園部 2486-1	ヤ マ ト 園 材 (有)	8 1 - 0 1 8 0

建設業者一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株) 坂 口 組 基 山 支 店	基山町大字小倉 38-1	9 2 - 2 1 5 2
鳥 飼 建 設 (株)	基山町大字宮浦 991-2	9 2 - 2 0 2 0
(有) 飛 松 建 設	基山町大字園部 2444-1	9 2 - 3 5 3 7
(株) 堀 田 工 務 店	基山町大字小倉 596	9 2 - 2 9 1 7
前 田 土 木 (有)	基山町けやき台 1-22-5	9 2 - 3 1 6 5
水 田 建 設	基山町大字園部 2560-2	9 2 - 5 8 5 3
天 本 土 木 (有)	基山町大字小倉 2748	9 2 - 5 6 0 3
(有) 園 部 設 備 工 業	基山町大字園部 2880-1	9 2 - 5 1 8 3
(有) 林 重 機	基山町大字小倉 1331	8 1 - 7 1 1 8
(有) 相 生 園 緑 地 建 設	基山町大字園部 750	9 2 - 2 5 4 5

17 医療機関の状況

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目	病 床 数
きやま高尾病院	基山町大字園部 270-1	92-4860	内、リハ	160
きやま鹿毛医院	〃 大字宮浦 399-1	92-2650	内、腎	0
池田胃腸科外科	〃 大字小倉 545-55	92-2308	内、外、放	0
さかい胃腸・内視鏡内科 クリニック	〃 大字小倉 1059-2	92-1121	内、外、麻酔	0
つくし整形 外科医院	〃 大字園部 2765-25	92-7655	整外、リハ	0
なるお内科 小児科	〃 けやき台 1丁目 23-7	92-4170	内、小、泌尿、リハ	0
まえはら耳鼻咽喉科ア レルギー科クリニック	〃 園部 2772-10	81-0733	耳鼻 アレ	0
鹿毛診療所	〃 宮浦 186-65	50-8059	内	0
ばば整形外科	〃 宮浦 186-18	50-5115	外	0
志賀眼科	〃 宮浦 735-14	92-0709	眼	0
弥生が丘 鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘 2丁目 143	87-3150	総合	259

18 救護所の設置予定場所一覧

設置予定場所	所 在 地	電話番号	地 区 名	備考
基山小学校	基山町大字宮浦 41	92-2431	3, 5, 7, 8区	
基山中学校	〃 大字宮浦 941	92-2203	1, 2, 9, 11区	
若基小学校	〃 けやき台 2-2	92-0410	14, 15, 16, 17区	
総合体育館	〃 大字宮浦 666	92-2822	4, 6, 10, 12, 13	
町民会館	〃 大字宮浦 666	92-1211	全 域	

19 感染症指定医療機関

名 称	所 在 地	病床数	電話番号	備 考
国立東佐賀病院	みやき町 大字原古賀 7324	4	94-2048	

2 0 建設機械の調達先一覧

調 達 先	所 在 地	電話番号	備 考
(株)坂口組 基山支店	〃 大字小倉 38-1	92-2152	
鳥飼建設 (株)	〃 大字宮浦 991-2	92-2020	
(有)飛松建設	〃 大字園部 2444-1	92-3537	
前田土木 (有)	〃 けやき台 1-22-5	92-3165	

2 1 災害時に必要な車両状況

機械器具名	数量	所属又は調達先			保管場所	備考
		責任者	所在地	電話		
庁 用 車	3 4	町 長	基山町大字 宮浦 666	92-2011 (代表)	基山町役場	
消防自動車	ポンプ車 2 台 積載車 7 台 多機能車 1 台	町 長	町 内		基山町消防団 各部落格納庫	

2 2 車両の調達先一覧

所 有 者 名	所 在 地	電 話	備 考
基山タクシー(有)	基山町大字小倉 1031-1	92-2408	
丸都運輸	〃 長野 923-2	92-5239	
白杵運送	〃 長野 874	92-2561	

2 3 燃料の調達先一覧

名 称	所 在 地	電 話	備 考
田中石油店	基山町大字小倉 970	92-2682	
農協基山給油所	〃 宮浦 164	92-0943	
九州宇佐美(株)	〃 長野 914-1	92-3069	
(株)一光	〃 小倉 308-2	92-1117	
吉田石油店(株)	〃 長野 1030-1	92-5526	
(株)ENEOS ウイング ルート 3 鳥栖 TS	〃 小倉 1642-1	81-7045	

2 4 消防施設の状況

部	消 防 ポ ン プ	消 防 水 利 施 設	備 考
本 部	ポンプ車 1 小型動力ポンプ 1	—	
第 1 部	ポンプ車 1	防火水槽 1 6 基 消火栓 8 7 基	
第 2 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 1 4 基 消火栓 3 5 基	
第 3 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 1 6 基 消火栓 9 基	
第 4 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 1 1 基 消火栓 1 9 基	
第 5 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 1 1 基 消火栓 6 基	
第 7 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 1 4 基 消火栓 2 5 基	
第 8 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 6 基 消火栓 3 1 基	
第 9 部	小型動力ポンプ付 積載車 1	防火水槽 1 5 基 消火栓 2 7 基	
計	ポンプ車 2 小型動力ポンプ付 積載車 7 小型動力ポンプ 2 軽可搬ポンプ 1	防火水槽 1 0 3 基 消火栓 2 3 9 基	

消防水利施設内訳

消 火 栓		防 火 水 槽		プ ー ル		
公設	私設	40 m³未満	40 m³以上	基山小学校	基山中学校	若基小学校
231	8	14	89	1	1	1

2 5 水防活動組織の編成

部	人 員	所 属 又 は 組 合 名
本部	1 3	本団（3） 本部（10） 基山町全域
1 部	1 9	3 区、8 区、9 区、1 2 区
2 部	1 3	1 区、1 1 区
3 部	1 8	2 区
4 部	1 4	4 区
5 部	1 5	6 区（引地、中園、上原、池ノ坂、丸林東、西）
7 部	1 6	7 区
8 部	2 1	5 区、1 0 区、1 3 区
9 部	1 5	6 区の内白坂上、白坂中、白坂下、桜町、末広、14 区、15 区、16 区、17 区
女性部	1 7	基山町全域
計	1 6 1	

2 6 水防資材備蓄状況 （ 所在 ～ 基山町資材倉庫、庁舎車庫棟 ）

資 材 名	数 量
土のう袋	1,250 枚
かます	120 枚
木杭	200 本
杉丸太6尺	7 本
鎌	7 挺
鋸	2 挺

資 材 名	数 量
スコップ	15 挺
掛 矢	8 挺
ザ ル	46 挺
クマの手	25 挺
縄	7 巻

2 7 土砂災害警戒区域

番号	字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	区域
					1 土砂災害特別警戒区域 2 警戒区域のみ
1	園部	D-341 I -009	園部川 9	土石流	2
2	宮浦	K-341 I -010_1	辻 1-1	急傾斜地の崩壊	1
3	宮浦	K-341 I -010_2	辻 1-2	急傾斜地の崩壊	1
4	園部	K-341 I -011_1	小松-1	急傾斜地の崩壊	1
5	園部	K-341 I -011_2	小松-2	急傾斜地の崩壊	1
6	園部	K-341 I -012	小松 1	急傾斜地の崩壊	1
7	園部	K-341 I -013_1	小松 2-1	急傾斜地の崩壊	1
8	園部	K-341 I -013_2	小松 2-2	急傾斜地の崩壊	1
9	園部	K-341 I -013_3	小松 2-3	急傾斜地の崩壊	1
10	園部	K-341 I -014_1	小松 3-1	急傾斜地の崩壊	1
11	園部	K-341 I -014_2	小松 3-2	急傾斜地の崩壊	1
12	園部	K-341 I -015	開田 1	急傾斜地の崩壊	1
13	園部	K-341 II -030	小向エ	急傾斜地の崩壊	1
14	園部	K-341 II -031	古屋敷 1	急傾斜地の崩壊	1
15	園部	K-341 II -032_1	古屋敷 2-1	急傾斜地の崩壊	1
16	園部	K-341 II -032_2	古屋敷 2-2	急傾斜地の崩壊	1
17	園部	K-341 II -033_1	黒目牛-1	急傾斜地の崩壊	1
18	園部	K-341 II -033_2	黒目牛-2	急傾斜地の崩壊	1
19	園部	K-341 II -033_3	黒目牛-3	急傾斜地の崩壊	1
20	園部	K-341 II -034_1	別所-1	急傾斜地の崩壊	1
21	園部	K-341 II -034_2	別所-2	急傾斜地の崩壊	1
22	園部	K-341 II -034_3	別所-3	急傾斜地の崩壊	1
23	園部	K-341 II -035	開田 2	急傾斜地の崩壊	1
24	園部	K-341 II -036_1	皮籠石 1-1	急傾斜地の崩壊	1
25	園部	K-341 II -036_2	皮籠石 1-2	急傾斜地の崩壊	1
26	園部	K-341 II -037_1	皮籠石 2-1	急傾斜地の崩壊	1
27	園部	K-341 II -037_2	皮籠石 2-2	急傾斜地の崩壊	1
28	園部	K-341 II -038	皮籠石 3	急傾斜地の崩壊	1

29	園部	K-341Ⅱ-039_1	皮籠石 4-1	急傾斜地の崩壊	1
30	園部	K-341Ⅱ-039_2	皮籠石 4-2	急傾斜地の崩壊	1
31	園部	K-341Ⅲ-8012	駄置	急傾斜地の崩壊	1
32	園部	K-341Ⅲ-8013	柳原	急傾斜地の崩壊	1
33	園部	K-341Ⅲ-8014	西の浦	急傾斜地の崩壊	1
34	園部	K-341Ⅲ-8015	若松 1	急傾斜地の崩壊	1
35	園部	K-341Ⅲ-8016_1	若松 2-1	急傾斜地の崩壊	1
36	園部	K-341Ⅲ-8016_2	若松 2-2	急傾斜地の崩壊	1
37	園部	K-341Ⅲ-8016_3	若松 2-3	急傾斜地の崩壊	1
38	園部	K-341Ⅲ-8017	清水	急傾斜地の崩壊	1
39	園部	K-341Ⅲ-8018	黒岩 1	急傾斜地の崩壊	1
40	園部	K-341Ⅲ-8019_1	黒岩 2-1	急傾斜地の崩壊	1
41	園部	K-341Ⅲ-8019_2	黒岩 2-2	急傾斜地の崩壊	1
42	園部	K-341Ⅲ-8020	黒岩 3	急傾斜地の崩壊	1
43	園部	K-341Ⅲ-8021	田原	急傾斜地の崩壊	1
44	園部	D-341Ⅰ-008	園部川 8	土石流	1
45	園部	D-341Ⅰ-011	園部川 11	土石流	1
46	園部	D-341Ⅰ-012	園部川 12	土石流	1
47	園部	D-341Ⅰ-013	園部川 13	土石流	1
48	園部	D-341Ⅰ-014	園部川 14	土石流	1
49	園部	D-341Ⅰ-015	園部川 15	土石流	1
50	園部	D-341Ⅰ-016_1	園部川 16-1	土石流	1
51	園部	D-341Ⅰ-016_2	園部川 16-2	土石流	1
52	園部	D-341Ⅰ-016_3	園部川 16-3	土石流	1
53	園部	D-341Ⅰ-016_4	園部川 16-4	土石流	1
54	園部	D-341Ⅰ-017	園部川 17	土石流	1
55	園部	D-341Ⅱ-001	園部川 18	土石流	1
56	園部	D-341Ⅱ-002	園部川 19	土石流	1
57	園部	D-341Ⅱ-003	園部川 20	土石流	1
58	園部	D-341Ⅱ-004	園部川 21	土石流	1
59	園部	D-341Ⅱ-005	園部川 22	土石流	1
60	園部	D-341Ⅱ-006_1	園部川 23-1	土石流	1
61	園部	D-341Ⅱ-006_2	園部川 23-2	土石流	1

62	園部	D-341Ⅱ-007	園部川 24	土石流	1
63	園部	D-341Ⅱ-008	園部川 25	土石流	1
64	園部	D-341Ⅱ-010	園部川 27	土石流	1
65	園部	D-341Ⅱ-011	園部川 28	土石流	1
66	園部	D-341Ⅱ-012	園部川 29	土石流	1
67	園部	D-341Ⅲ-001	園部川 30	土石流	1
68	園部	D-341Ⅲ-003	園部川 32	土石流	1
69	園部	D-341Ⅰ-007	園部川 7	土石流	2
70	園部	D-341Ⅱ-009	園部川 26	土石流	2
71	園部	D-341Ⅲ-002	園部川 31	土石流	2
72	園部	K-341Ⅰ-016_1	鎮西隈-1	急傾斜地の崩壊	1
73	園部	K-341Ⅰ-016_2	鎮西隈-2	急傾斜地の崩壊	1
74	園部	K-341Ⅰ-017_1	鎮西隈 2-1	急傾斜地の崩壊	2
75	園部	K-341Ⅰ-017_2	鎮西隈 2-2	急傾斜地の崩壊	1
76	園部	K-341Ⅰ-022	鎌浦 1	急傾斜地の崩壊	1
77	園部	K-341Ⅰ-023	正応寺 2	急傾斜地の崩壊	1
78	園部	K-341Ⅰ-024	三ヶ敷 1	急傾斜地の崩壊	1
79	園部	K-341Ⅱ-040	横石 1	急傾斜地の崩壊	1
80	園部	K-341Ⅱ-041	横石 2	急傾斜地の崩壊	1
81	園部	K-341Ⅱ-042	鎌浦 2	急傾斜地の崩壊	1
82	園部	K-341Ⅱ-043	正応寺 1	急傾斜地の崩壊	1
83	園部	K-341Ⅱ-044	鈴町 1	急傾斜地の崩壊	1
84	園部	K-341Ⅱ-045	三ヶ敷 2	急傾斜地の崩壊	1
85	園部	K-341Ⅱ-046	三ヶ敷 3	急傾斜地の崩壊	1
86	園部	K-341Ⅱ-047	三ヶ敷 4	急傾斜地の崩壊	1
87	園部	K-341Ⅱ-048	金丸 1	急傾斜地の崩壊	1
88	園部	K-341BⅡ-003	鈴町 2	急傾斜地の崩壊	1
89	園部	D-341Ⅰ-001_1	園部川 1-1	土石流	1
90	園部	D-341Ⅰ-001_2	園部川 1-2	土石流	1
91	園部	D-341Ⅰ-002	園部川 2	土石流	2
92	園部	D-341Ⅰ-003	園部川 3	土石流	2
93	園部	D-341Ⅰ-004	園部川 4	土石流	1
94	園部	D-341Ⅰ-005	園部川 5	土石流	1

95	園部	D-341 I -006	園部川 6	土石流	1
96	小倉	K-341 I -018	神の浦	急傾斜地の崩壊	2
97	小倉	K-341 I -019	神の浦 2	急傾斜地の崩壊	1
98	小倉	K-341 I -020	桜町 1	急傾斜地の崩壊	1
99	小倉	K-341 I -021	桜町 2	急傾斜地の崩壊	1
100	宮浦	K-341 II -010_1	吉原 3-1	急傾斜地の崩壊	1
101	小倉	K-341 II -010_2	吉原 3-2	急傾斜地の崩壊	1
102	小倉	K-341 II -011_1	玉虫-1	急傾斜地の崩壊	1
103	小倉	K-341 II -011_2	玉虫-2	急傾斜地の崩壊	1
104	小倉	K-341 II -012	桜町 3	急傾斜地の崩壊	1
105	宮浦	K-341 II -013	真尻	急傾斜地の崩壊	1
106	宮浦	K-341 I -001_1	中山 1-1	急傾斜地の崩壊	1
107	宮浦	K-341 I -001_2	中山 1-2	急傾斜地の崩壊	1
108	宮浦	K-341 I -001_3	中山 1-3	急傾斜地の崩壊	1
109	宮浦	K-341 I -002_1	中山 2-1	急傾斜地の崩壊	1
110	宮浦	K-341 I -002_2	中山 2-2	急傾斜地の崩壊	1
111	宮浦	K-341 I -002_3	中山 2-3	急傾斜地の崩壊	1
112	宮浦	K-341 I -002_4	中山 2-4	急傾斜地の崩壊	1
113	宮浦	K-341 I -006_1	寺の谷 1-1	急傾斜地の崩壊	1
114	宮浦	K-341 I -006_2	寺の谷 1-2	急傾斜地の崩壊	1
115	宮浦	K-341 I -006_3	寺の谷 1-3	急傾斜地の崩壊	1
116	宮浦	K-341 I -006_4	寺の谷 1-4	急傾斜地の崩壊	1
117	宮浦	K-341 I -006_5	寺の谷 1-5	急傾斜地の崩壊	1
118	宮浦	K-341 I -006_6	寺の谷 1-6	急傾斜地の崩壊	1
119	宮浦	K-341 I -006_7	寺の谷 1-7	急傾斜地の崩壊	1
120	宮浦	K-341 I -006_8	寺の谷 1-8	急傾斜地の崩壊	1
121	宮浦	K-341 I -006_9	寺の谷 1-9	急傾斜地の崩壊	1
122	宮浦	K-341 I -006_10	寺の谷 1-10	急傾斜地の崩壊	1
123	宮浦	K-341 I -007	宮ノ脇	急傾斜地の崩壊	1
124	宮浦	K-341 I -008-1	御舟-1	急傾斜地の崩壊	1
125	宮浦	K-341 I -008-2	御舟-2	急傾斜地の崩壊	1
126	宮浦	K-341 II -014	黒谷	急傾斜地の崩壊	1
127	宮浦	K-341 II -015	仁蓮寺 2	急傾斜地の崩壊	1

128	宮浦	K-341Ⅱ-016	一井木 5	急傾斜地の崩壊	1
129	宮浦	K-341Ⅱ-017_1	一井木 4-1	急傾斜地の崩壊	1
130	宮浦	K-341Ⅱ-017_2	一井木 4-2	急傾斜地の崩壊	1
131	宮浦	K-341Ⅱ-018	一井木 3	急傾斜地の崩壊	1
132	宮浦	K-341Ⅱ-019	仁蓮寺 3	急傾斜地の崩壊	1
133	宮浦	K-341Ⅱ-020	宮ノ脇 5	急傾斜地の崩壊	1
134	宮浦	K-341Ⅱ-021	宮ノ脇 4	急傾斜地の崩壊	1
135	宮浦	K-341Ⅱ-022	宮ノ脇 2	急傾斜地の崩壊	1
136	宮浦	K-341Ⅱ-023_1	宮ノ脇 3-1	急傾斜地の崩壊	1
137	宮浦	K-341Ⅱ-023_2	宮ノ脇 3-2	急傾斜地の崩壊	1
138	宮浦	K-341Ⅱ-024	宮ノ後 2	急傾斜地の崩壊	1
139	宮浦	K-341Ⅱ-025	宮ノ後 1	急傾斜地の崩壊	1
140	宮浦	K-341Ⅱ-026	不動寺	急傾斜地の崩壊	1
141	宮浦	K-341Ⅱ-027	南谷 3	急傾斜地の崩壊	1
142	宮浦	K-341Ⅱ-028	南谷 2	急傾斜地の崩壊	1
143	宮浦	K-341Ⅱ-029	南谷 1	急傾斜地の崩壊	1
144	宮浦	K-341Ⅲ-8011	宮ノ前	急傾斜地の崩壊	1
145	宮浦	K-341BⅡ-002	藤川	急傾斜地の崩壊	1
146	宮浦	D-341Ⅰ-018_1	宮浦川 1-1	土石流	1
147	宮浦	D-341Ⅰ-018_2	宮浦川 1-2	土石流	1
148	宮浦	D-341Ⅰ-018_3	宮浦川 1-3	土石流	1
149	宮浦	D-341Ⅰ-019	宮浦川 2	土石流	2
150	宮浦	D-341Ⅰ-020	宮浦川 3	土石流	2
151	宮浦	D-341Ⅰ-021_1	実松川-1	土石流	2
152	宮浦	D-341Ⅰ-021_2	実松川-2	土石流	2
153	宮浦	D-341Ⅰ-021_3	実松川-3	土石流	1
154	宮浦	D-341Ⅰ-022_1	宮浦川 4-1	土石流	1
155	宮浦	D-341Ⅰ-022_2	宮浦川 4-2	土石流	1
156	宮浦	D-341Ⅰ-023	宮浦川 5	土石流	1
157	宮浦	D-341Ⅰ-024_1	宮浦川 6-1	土石流	2
158	宮浦	D-341Ⅰ-024_2	宮浦川 6-2	土石流	1
159	宮浦	D-341Ⅰ-024_3	宮浦川 6-3	土石流	1
160	宮浦	D-341Ⅰ-025	宮浦川 7	土石流	1

161	宮浦	D-341Ⅱ-013	宮浦川 8	土石流	1
162	宮浦	D-341Ⅱ-014	宮浦川 9	土石流	1
163	宮浦	D-341Ⅱ-015	宮浦川 10	土石流	1
164	宮浦	D-341Ⅲ-004	宮浦川 11	土石流	2
165	小倉	D-341Ⅰ-026	小倉川 1	土石流	1
166	小倉	D-341Ⅰ-027	小倉川 2	土石流	1
167	小倉	D-341Ⅰ-028	小倉川 3	土石流	1
168	小倉	D-341Ⅰ-029	小倉川 4	土石流	2
169	小倉	D-341Ⅰ-030	小倉川 5	土石流	1
170	小倉	D-341Ⅰ-031	小倉川 6	土石流	2
171	小倉	D-341Ⅱ-016	小倉川 7	土石流	1
172	小倉	D-341Ⅱ-017	小倉川 8	土石流	1
173	小倉	D-341Ⅲ-005	小倉川 9	土石流	1
174	小倉	D-341Ⅲ-006	小倉川 10	土石流	2
175	小倉	D-341Ⅲ-007	小倉川 11	土石流	1
176	小倉	K-341Ⅰ-004_1	丸林 2-1	急傾斜地の崩壊	1
177	小倉	K-341Ⅰ-004_2	丸林 2-2	急傾斜地の崩壊	1
178	小倉	K-341Ⅰ-005_1	池の坂-1	急傾斜地の崩壊	1
179	小倉	K-341Ⅰ-005_2	池の坂-2	急傾斜地の崩壊	1
180	小倉	K-341Ⅰ-005_3	池の坂-3	急傾斜地の崩壊	1
181	小倉	K-341BⅡ-001	七反田	急傾斜地の崩壊	1
182	小倉	K-341Ⅱ-002	丸林 3	急傾斜地の崩壊	1
183	小倉	K-341Ⅱ-003_1	倉谷 1-1	急傾斜地の崩壊	1
184	小倉	K-341Ⅱ-003_2	倉谷 1-2	急傾斜地の崩壊	1
185	小倉	K-341Ⅱ-004	倉谷 2	急傾斜地の崩壊	1
186	小倉	K-341Ⅱ-005	行司田 1	急傾斜地の崩壊	1
187	小倉	K-341Ⅱ-006	行司田 2	急傾斜地の崩壊	1
188	小倉	K-341Ⅱ-007	吉原 1	急傾斜地の崩壊	2
189	小倉	K-341Ⅱ-008	菖蒲坂	急傾斜地の崩壊	1
190	小倉	K-341Ⅱ-009	吉原 2	急傾斜地の崩壊	1
191	小倉	K-341Ⅲ-8001	金敷	急傾斜地の崩壊	1
192	小倉	K-341Ⅲ-8002_1	平林-1	急傾斜地の崩壊	1
193	小倉	K-341Ⅲ-8002_2	平林-2	急傾斜地の崩壊	1

194	小倉	K-341Ⅲ-8003_1	倉谷 3-1	急傾斜地の崩壊	1
195	小倉	K-341Ⅲ-8003_2	倉谷 3-2	急傾斜地の崩壊	1
196	小倉	K-341Ⅲ-8003_3	倉谷 3-3	急傾斜地の崩壊	1
197	小倉	K-341Ⅲ-8004_1	倉谷 4-1	急傾斜地の崩壊	1
198	小倉	K-341Ⅲ-8004_2	倉谷 4-2	急傾斜地の崩壊	1
199	小倉	K-341Ⅲ-8007	倉谷 5	急傾斜地の崩壊	1
200	小倉	K-341Ⅲ-8008	京ノ坪 1	急傾斜地の崩壊	1
201	小倉	K-341Ⅲ-8009	京ノ坪 2	急傾斜地の崩壊	1
202	小倉	K-341Ⅲ-8010	吉ヶ谷	急傾斜地の崩壊	1
203	小倉	K-341Ⅰ-003	坊住	急傾斜地の崩壊	1
204	小倉	K-341Ⅱ-001_1	丸林 1-1	急傾斜地の崩壊	1
205	小倉	K-341Ⅱ-001_2	丸林 1-2	急傾斜地の崩壊	1
206	小倉	K-341Ⅲ-8005	大久保	急傾斜地の崩壊	1
207	小倉	K-341Ⅲ-8006	丸林 4	急傾斜地の崩壊	1
208	宮浦	K-341Ⅰ-009_1	辻-1	急傾斜地の崩壊	1
209	宮浦	K-341Ⅰ-009_2	辻-2	急傾斜地の崩壊	1

2 8 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）

番号	地域名	コード	指定面積 (ha)	指定年月日	公示番号	人家戸数
407	辻	387	0.46	H10.3.27	183	1
428	小松	387	0.16	H11.1.20	34	5
434	神の浦	387	0.10	H11.11.5	589	9
458	御舟	387	1.82	H14.1.18	32	6

※急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項により定められた急傾斜地崩壊危険区域です。